

確定申告の受付

～申告会場のご案内～

■所得税等について 洲本税務署 ☎ 24-1212
市・県民税について 税務課 ☎ 43-5213



申告受付の最新情報は市ホームページをご確認ください

お知らせ

洲本税務署申告相談会場

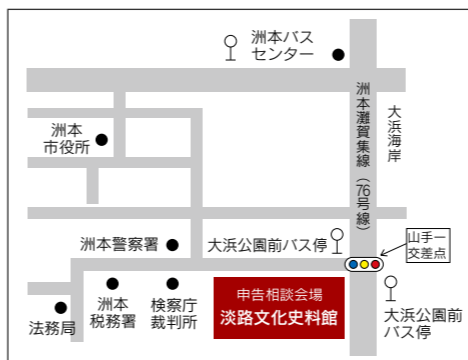
場所 淡路文化史料館

(洲本市山手1丁目1番27号)

開設日時 2月16日(火) 3月15日(月)の午前9時

～午後4時

※土日祝日は開設していません



沼島出張所相談会場

場所 沼島出張所

開設日時 3月2日(火) 午前10時～11時30分、午後1時～3時

南あわじ市役所相談会場

場所 市役所第2別館3階多目的ホール(南あわじ警察署のとなり)

開設日 2月16日(火) 3月15日(月)の平日、2月23日(火・祝)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

税理士による相談会 2月16日(火)・17日(水)・19日(金)・22日(月)・24日(水)・26日(金)

当日会場利用時のお願い

①受付できない相談内容

次の申告は、南あわじ市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署申告相談会場でお願ひします。

・所得税のうち、青色申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、株式の配当所得(申告分離課税を選択した場合)、天災等による雑損控除

・消費税、贈与税、相続税の相談

②利用者識別ID・パスワードの取得

税務署との書類のやり取りを円滑に行うため、申告会場では、「利用者識別ID・パスワード」の取得をお願いします。すでに取得済みの人は番号を書いたものを持参ください。

③混雑緩和にご協力を

・開設初日や休日明け、午前中は混雑が予想されます。

・事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成をお願いします。

④新型コロナウイルス感染症対策

・可能な人は、電子申請や郵送、市民交流センターの預かりサービスをご利用ください。

・感染者が来場した場合、消毒や清掃のため、申告受付を一時的に中止します。申告受付の最新情報は市ホームページでご確認ください。

・発熱や風邪症状がある人は、来場をご遠慮ください。

また、マスク着用や筆記用具・電卓の持参をお願いします。

会場入口での手指消毒、検温にご協力ください。

令和2年分所得税および令和3年度市・県民税の改正点

令和2年1月1日以降の所得計算や所得控除等の判定に適用される税制改正の概要をお知らせします。

◆主な改正点

給与所得控除・公的年金等控除が変更

給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられました。このほか、控除上限額なども変更となりました。

基礎控除の見直し

基礎控除額が10万円引き上げられました。ただし、合計所得金額が2400万円を超える人は、その金額に応じて控除額が通減し、2500万円を超えると適用されなくなります。

ひとり親控除が創設

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の扶養親族になっていない)を有する単身者(合計所得金

額500万円以下に限る)に適用する「ひとり親控除」が創設されました。

所得控除等および非課税基準の適用に係る要件の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から10万円を基礎控除へ振り替えたことに伴い、非課税基準および所得控除等の適用に係る要件が見直されます。

所得控除等の適用に係る所得金額要件について

- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下に変更。
- ・配偶者特別控除の対象になる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下に変更。
- ・勤労学生控除の合計所得金額要件が75万円に変更。
- ・障害者、未成年者、ひとり親および寡婦の人で合計所得金額が135万円以下の人
- ・同一生計配偶者または扶養

非課税基準の改正点

- ・勤労学生控除の合計所得金額要件が75万円に変更。
- ・障害者、未成年者、ひとり親および寡婦の人で合計所得金額が135万円以下の人
- ・同一生計配偶者または扶養

親族を有しない場合は、合計所得金額が38万円以下の人。同一生計配偶者または扶養親族を有する場合は、合計所得金額が(28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+26万8千円)以下の人

・所得割のみ非課税(均等割5800円のみ課税)となる人は、同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合は、総所得金額等が45万円以下の人。同一生計配偶者または扶養親族を有する場合は、総所得金額等が(35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+42万円)以下の人

※改正点についての詳細は、市ホームページをご覧ください



市・県民税の改正点(市ホームページ)

お知らせ

障害者控除対象者認定書の交付

☎長寿・保険課 ☎ 43-5217

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。

認定書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。

対象要件

- ① 満65歳以上
- ② 要介護認定者
- ③ 身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない

※12月31日現在で判定申請先 長寿・保険課

お知らせ

おむつ使用証明書の交付

確定申告の医療費控除時に必要です

☎長寿・保険課 ☎ 43-5217

確定申告の際におむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書(有料)」が必要です。ただし、前年に医師が発行した証明書によって医療費控除を受けた人については、2年目以降は市が発行する「おむつ使用証明書(無料)」によって医療費控除を受けることが可能となります。

証明書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。

対象要件

- ① 前年に医師が発行した「おむつ使用証明書(有料)」で医療費控除を受けている
- ② 医療費控除を受けようとする対象の年に有効な要介護認定を受けている
- ③ 要介護認定に用いた主治医意見書に、尿失禁および寝たきり状態にあることが確認できる記載がある

申請先 長寿・保険課

受付で、氏名・電話番号を記入していただきます。会場の混雑を避けるため、**自家用車等での待機(携帯電話への呼び出し)をお願いします。** 混雑緩和にご協力をお願いします。

会場は換気のため、窓を空けていただきますので、**防寒対策**をお願いします。

他の人と1メートル以上の距離をとりましょう

入場の際は、手指消毒をお願いします

会場内ではマスクの着用をお願いします

発熱や風邪症状がある人は来場をお控えください

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページの税務相談チャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。

スマホはこちらから



税務職員ふたば